

2-104-28

国王尚灝より福建布政使司あて、前行牌・火票を弾圧官国易に送交したことを知らせる咨(嘉慶十三《一八〇八》、九、十三)

琉球国中山王尚(灝)、咨明の事の為にす。

照得するに、礼兵二部の発下せる冊封欽差の前行牌一面・火票一

道は、経に進貢頭号船の都通事梁淵等の先に齎して回国すれば、随いで各備を為す。未だ幾ばくもあらずして、冊封宝舟は臨国す。茲に封典は全竣し、天使は將に回らんとし、所有の前行牌は弾圧官国易に交通し捧還せしむ。理として合に咨明すべし。此れが為に貴司に備咨す。煩為わくは查照して施行せんことを。須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等处承宣布政使司に咨す

嘉慶十三年(一八〇八)九月十三日

注(1) 弾圧官 下級官吏の取り締りをする官。

2-104-29

国王尚灝の、冊封謝恩のため、法司王舅毛光国等を派遣するむねの符文(嘉慶十三《一八〇八》、九、十三)

琉球国中山王尚(灝)、天恩に恭謝する事の為にす。

切照するに、嘉慶十三年に欽差の正使翰林院編修齊(鯤)・副使工科給事中費(錫章)、詔勅を恭捧して敝国に貢臨し、詔勅を宣読して王爵を授封するを蒙る。盛典、已に行われ、例として官を遣わして土儀を具し、京に赴きて謝恩する有り。此れが為に特に正使法司王舅毛光国・副使紫金大夫鄭章觀・使者毛維新・都通事鄭嘉訓等を遣わし、表章を齎捧し、海船一隻に坐駕し、官伴・水梢一百四十三員名を率領するの外、護送の官伴・水梢三十三員名、共計一百七十六員名有り。土儀の金鶴形一對―鶴踏銀岩座各全・盔甲一領―護手護膝各全・金靶鞞腰刀二把・銀靶鞞腰刀二把・黒漆靶鞞鍍金銅結束腰刀二十把・黒漆靶鞞鍍金銅結束鎗十把・黒漆靶鞞鍍金銅結束袞刀十把・黒漆洒金馬鞍一坐―轡銜絡頭前後牽鞞履脊障坭鏡俱全・金彩画圍屏二対・精製雅扇五百把・土糸綿二百束・練蕉布三百疋・土苧布一百疋・白剛錫五百觔・紅銅五百觔を装載し、前來して京に赴きて天恩に恭謝せんとす。

抛りて今差去せる員役は、並たえて文憑無ければ、誠まことに所在の官軍の盤阻して便ならざるを恐る。理として合まに符文を給発し、以て通行に便ならしむべし。此れが為に、王府の札字第一百八十八

号の半印勘合符文を給し、都通事鄭嘉訓等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇えば、即便に放行し、留難して遅慢するを得ること母からしめよ。須らく符文に至るべき者なり。

計開

正使法司王舅一員	毛光国	人伴二十五名
副使紫金大夫一員	鄭章觀	人伴一十七名
使者一員	毛維新	人伴七名
都通事一員	鄭嘉訓	人伴六名
護送都通事一員	蔡肇基	人伴四名
在船使者二員	^① 向思礼	人伴八名
	^② 齊愈新	人伴六名
存留通事一員	楊式梁	人伴五名
	金文和	人伴五名
	蔡世豪	
王舅大夫随帶通事二員	^④ 林家榕	慶賜福
管船火長・直庫二員		
外に、護送直庫の善開基・仲喜の二名有り		
水梢共に五十八名		

外に、護送の水梢二十六名有り

右の符文は都通事鄭嘉訓等に付し、此れを准けしむ

嘉慶十三年（一八〇八）九月十三日

注（1）向思礼 嘉慶十三年の在船使者。

（2）齊愈新 嘉慶十三年の在船使者。

- （3）楊式梁 嘉慶十三年の存留通事。
- （4）林家榕 嘉慶十三年の管船火長。
- （5）仲喜 嘉慶十三年の護送直庫。

2-104-30

国王尚灝の、冊封謝恩のため、法司王舅毛光国等を派遣するむねの執照（嘉慶十三《一八〇八》、九、十三）

琉球国中山王尚（灝）、天恩に恭謝する事の為にす。

切照するに、嘉慶十三年に欽差の正使翰林院編修齊（鯤）・副使工科給事中費（錫章）、詔勅を恭捧して敝国に真臨し、詔勅を宣読して王爵を授封するを蒙る。盛典、已に行われ、例として官を遣わして土儀を具し、京に赴きて謝恩する有り。此れが為に特に正使法司王舅毛光国・副使紫金大夫鄭章觀・使者毛維新・都通事鄭嘉訓等を遣わし、表咨を齎捧し、海船一隻に坐駕し、官伴・水梢一百四十三員名を率領す。土儀の金鶴形一对―鶴踏銀岩座各全・盔甲一領―護手護膝各全・金靶鞘腰刀二把・銀靶鞘腰刀二把・黒漆靶鞘鍍金銅結束腰刀二十把・黒漆靶鞘鍍金銅結束鎗一十把・黒漆靶鞘鍍金銅結束袞刀一十把・黒漆洒金馬鞍一坐―轡銜絡頭前後牽鞵履脊障坭鏡俱全・金彩画囲屏二対・精製雅扇五百把・土糸綿二百束・練蕉布三百疋・土苧布一百疋・白剛錫五百觔・紅銅五百觔を装載す。前みて福建等処承宣布政使司に至りて起送し